

第 34 回

定時株主総会 招集ご通知



■ 日 時

2025年6月24日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

■ 場 所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー 4階
ベルサール東京日本橋 ROOM J

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

株式会社アイ・ピー・エス

証券コード：4390

証券コード 4390
2025年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区築地四丁目1番1号
株式会社アイ・ピー・エス
代表取締役 宮下幸治

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://ipsism.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイ・ピー・エス」または「コード」に当社証券コード「4390」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権の行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー 4階
ベルサール東京日本橋 ROOM J

3. 目的事項

報告事項

第34期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使のご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎株主総会当日の様子はインターネットのライブ配信を通じて、ご覧いただくことができます。当社コーポレートサイトの「IR」ページにてご案内いたしますので、是非ご覧ください。

<https://ipsism.co.jp/ir/>

公開開始日時：2025年6月24日（火曜日）午前10時（予定）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し
あげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

*議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

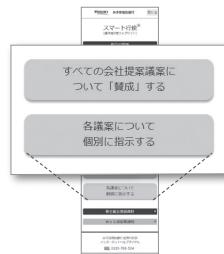
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

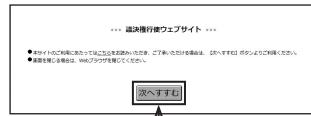
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主への還元につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りながら、達成した業績を反映した適切な配当を、継続して実施していくことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当の種類
金銭といいたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円 総額259,257,480円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了になりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所持する当社の株式 |
|---|--------------------|---|------------|
| 1 | 宮下幸治 1965年2月3日生 | 1985年5月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 1991年10月 当社設立に際し、代表取締役社長就任（現任） (重要な兼職の状況) Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (Director) InfiniVAN, Inc. (Chairman) Carrier Domain Inc. (Director) | 5,355,000株 |
| <p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>宮下幸治氏は、長年にわたり代表取締役として当社グループの事業を統括してきたことから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 2 | 上森雅子 1969年7月4日生 | 1994年6月 当社入社 営業推進部課長 2001年9月 当社営業推進部部長 2007年9月 当社取締役 2018年6月 当社専務取締役（現任） 2022年7月 当社メディカル&ヘルスケア事業本部長（現任） (現在 当社専務取締役 メディカル&ヘルスケア事業本部長) (重要な兼職の状況) Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (President) Shinagawa Healthcare Solutions Corporation (President) | 195,000株 |
| <p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>上森雅子氏は、当社の専務取締役メディカル&ヘルスケア事業本部長としてメディカル&ヘルスケア事業の拡大に寄与していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所持する当社の株式 |
|---------------|------------------------------------|---|--|
| 3 | 川渕正光 かわ ぶち まさみつ 1972年11月22日生 | <p>1996年4月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2001年11月 三菱商事株式会社入社</p> <p>2006年8月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社</p> <p>2013年1月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社エグゼクティブディレクター</p> <p>2016年8月 コニカミノルタ株式会社経営企画部所属（M&Aグループリーダー）</p> <p>2022年2月 当社経営企画本部長（現任）</p> <p>2022年6月 当社取締役</p> <p>2024年7月 当社常務取締役（現任） (現在 当社常務取締役 経営企画本部長) (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役</p> | 0株 |
| 〈取締役候補者とした理由〉 | | | 川渕正光氏は、当社の常務取締役経営企画本部長として経営企画・経理・財務部門を統括していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。 |

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式 |
|---|--|--|-----------|
| 4 | 中原 茂樹 <small>なか はら しげき</small> 1959年11月9日生 | 1983年4月 三井物産株式会社入社 2014年9月 同社九州化学品統括 2016年5月 日曹ビーエーエスエフ・アグロ株式会社取締役 2019年11月 三井物産株式会社 2020年3月 当社管理本部長代理 2020年5月 当社管理部長 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年2月 当社管理本部長 2022年4月 当社事業推進本部副本部長 2022年7月 当社通信事業本部長（現任） <small>（現在 当社取締役 通信事業本部長）</small> <small>（重要な兼職の状況）</small> ISMO Pte. Ltd. (Director and Chief Executive Officer) InfiniVAN, Inc. (President) KEYSQUARE, INC. (President) Carrier Domain Inc. (Director) | 0株 |
| 〈取締役候補者とした理由〉 中原茂樹氏は、当社の取締役通信事業本部長として国際通信事業の拡大に寄与していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所持する当社の株式 |
|--|---|---|-----------|
| 5 | <p>むら ぐち かず たか 村 口 和 孝</p> <p>1958年11月20日生</p> <p>※社外取締役候補者</p> | <p>1984年4月 日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会社ジャフコ）入社</p> <p>1998年7月 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ設立 代表取締役（現任）</p> <p>2007年3月 株式会社ウォーターダイレクト（現 株式会社プレミアムウォーターホールディングス）取締役（現任）</p> <p>2012年6月 ぶらっとホーム株式会社 社外取締役</p> <p>2015年6月 当社監査役（2017年10月退任）</p> <p>2017年6月 株式会社デンタス 社外取締役（現任）</p> <p>2017年11月 株式会社ブロードバンドタワー 社外取締役</p> <p>2018年11月 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2019年1月 株式会社ブロードバンドタワー取締役（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社ラック 社外取締役</p> <p>2021年6月 当社 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役</p> <p>株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役</p> <p>株式会社デンタス 社外取締役</p> <p>株式会社ブロードバンドタワー 取締役</p> <p>JESCOホールディングス株式会社 社外取締役</p> | 2,000株 |
| <p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉</p> <p>村口和孝氏は、ベンチャーキャピタル最大手の株式会社ジャフコ出身の独立系ベンチャーキャピタルの株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役で、数多くの企業の株式上場に関わるなど豊富な経験と知識を有していることから、その経験及び知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。引き続き、その知見を活かし、当社の事業運営全般において適切な提言をいただくことを期待します。</p> <p>また、社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所持する当社の株式 |
|-------|--|---|-----------|
| 6 | <p>ゆき まる あき こ 雪 丸 晓 子</p> <p>1977年1月7日生</p> <p>※社外取締役候補者</p> | <p>2000年4月 司法研修所入所(54期)</p> <p>2001年10月 東京地方裁判所 裁判官</p> <p>2004年7月 最高裁判所在外研究員として、ジョージタウンロースクールに1年間派遣</p> <p>2008年2月 裁判官退官 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所</p> <p>2019年4月 横浜総合法律事務所(現任)</p> <p>2021年6月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2022年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員(現任)</p> <p>2025年5月 Tebiki株式会社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 横浜総合法律事務所 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員 Tebiki株式会社 社外監査役</p> | 0株 |

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉

雪丸暁子氏は、長年裁判官および弁護士として培ってきた豊富な経験や法律知識を有していることから、その経験や知識を活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。引き続き、その知見を活かし、当社の経営全般において法律家としての適切な提言をいただくことを期待します。

また、社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、同氏は、社外取締役となる以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり法務分野において豊富な経験や法律知識を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村口和孝および雪丸暁子の両氏は社外取締役候補者であります。なお、村口和孝および雪丸暁子の両氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
3. 当社は、村口和孝および雪丸暁子の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

4. 当社は、村口和孝および雪丸暁子の両氏について、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、両氏が一般株主と利益相反のおそれのない十分な独立性を有していると判断し、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
5. 当社は、当社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害が補填されることになります。各候補者は、取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

各取締役候補者のスキルマトリックス

| 氏名 | 地位 | 属性 | | 各取締役の経験業務・知識等 | | | | | |
|-------|---------|-------|-----|---------------|----|--------|-------------|--------------|-------|
| | | ジェンダー | 独立性 | 企業経営 | 財務 | 法務／リスク | デジタル／テクノロジー | セールス／マーケティング | グローバル |
| 宮下 幸治 | 代表取締役社長 | M | | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 上森 雅子 | 専務取締役 | F | | ○ | | | | ○ | ○ |
| 川渕 正光 | 常務取締役 | M | | ○ | ○ | | | | ○ |
| 中原 茂樹 | 取締役 | M | | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 村口 和孝 | 社外取締役 | M | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 雪丸 暁子 | 社外取締役 | F | ○ | | | ○ | | | |

(注) 1. 上記「地位」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2. チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。
3. 男性：M、女性：F

第3号議案 監査役 2名選任の件

監査役 西村誉弘および岡崎友子の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、監査役 2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所持する当社の株式 |
|---|--|--|-----------|
| 1 | 西村 誉弘 にし むら たか ひろ 1972年4月10日生 ※社外監査役候補者 | 1995年4月 碧海信用金庫入社 2005年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所 2008年5月 公認会計士登録 2013年10月 西村誉弘公認会計士事務所（現リーダーズサポート公認会計士事務所）開設 代表（現任） 2013年12月 税理士登録 2014年4月 税理士法人エムエーパートナーズ（現リーダーズサポート税理士法人） 社員 2015年4月 リーダーズサポート税理士法人 代表社員（現任） 2015年10月 株式会社フルブリッジ 監査役（現任） 岐阜製版株式会社 監査役（現任） 2017年6月 当社社外監査役（現任） 2017年7月 プリントネット株式会社 社外取締役（重要な兼職の状況） リーダーズサポート税理士法人 代表社員 株式会社フルブリッジ 監査役 岐阜製版株式会社 監査役 | 0株 |
| 〈社外監査役候補者とした理由〉 | | | |
| 西村誉弘氏は、公認会計士および税理士としての専門的知識と豊富な経験を有していることから、その知識や経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 社外監査役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、同氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり公認会計士および税理士としての専門的知識と豊富な経験を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所持する当社の株式 |
|-------|--|--|-----------|
| | 岡崎ともこ おか さき とも こ 1981年8月6日生 ※社外監査役候補者 | 2007年12月 弁護士登録 2007年12月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 2013年9月 Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio (C&G Law) 2017年6月 T&K法律事務所 (現任) 2021年6月 当社 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) T&K法律事務所 | 0株 |
| 2 | <p>〈社外監査役候補者とした理由〉</p> <p>岡崎友子氏は、長年弁護士として培ってきた法律知識を有し、日本企業の海外進出支援やフィリピン法務などについて豊富な経験を有していることから、その知識や経験を当社の監査体制の強化に生かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>社外監査役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり法務分野において豊富な経験と法律知識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村謙弘および岡崎友子の両氏は社外監査役候補者であります。なお、西村謙弘および岡崎友子の両氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ8年と4年であります。
3. 当社は、西村謙弘および岡崎友子の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、西村謙弘および岡崎友子の両氏について、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、両氏が一般株主と利益相反のおそれのない十分な独立性を有していると判断し、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社は、当社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる故意または重大過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害が補填されることになります。各候補者は、監査役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、るべき社会を実現すべく、さまざまな事業に取り組んでおります。特に、新しいIT技術を活用した通信環境の提供によりフィリピンの社会課題を解決し、SDGsに貢献しつつ、事業の拡大を図っております。

当連結会計年度においては、インフレの鎮静化や景気安定を見込んだ欧米を中心とする金融緩和の影響や、ウクライナ情勢、中東情勢等の地政学リスクへの高い警戒感、中国経済の減速や関税をはじめとする米政策動向の不確実性など、依然として先行き不透明な状況が続いております。日本においては、商品・エネルギー価格の高止まりが続く中、日銀による利上げが行われ、インバウンド需要の回復等により景気の緩やかな回復が見られるものの、物価の動向や外国為替相場など、先行きを見通しにくい状態で推移しました。

当社グループの主要市場の一つであるフィリピンにおいては、台風等の天候不順の影響を受ける中、インフレの鈍化を見据えた中央銀行による利下げが行われ、2024年の実質GDP成長率は前年比5.6%と政府目標には届かなかったものの、アジア諸国の中で高い水準となっております。デジタル化の加速に伴い、人工知能（AI）やデータセンターへの投資が活発化しており、データ流通を支える通信回線の重要性は飛躍的に高まっています。社会基盤としての通信回線の整備・拡充は、日本やフィリピンをはじめ世界で急務となっており、今後とも積極的に事業の拡大を図ってまいります。

当社グループは、フィリピンとシンガポール・香港を結ぶ海底ケーブル（City-to-City Cable System、以下「C2C回線」）の使用権の一部及び各国の陸上回線から成る国際通信ネットワークを取得して、キャリアズキャリア（通信事業者のための卸売業者）としてのポジションを確立し、拡大する通信需要に応えるとともに、2023年12月に完成したフィリピン国内海底ケーブルネットワーク（Philippine Domestic Submarine Cable Network、以下「PDSCN」）を中心とする国内基幹網の拡充を通じ、フィリピン全土に通信回線やサービスを展開することにより、さらなる事業の拡大を図ってまいります。

日本においては、通信トラフィックの需要があるコールセンター事業者向けを中心に、ソフトウェア、通信回線及びコンサルテーションを顧客ごとに最適化したソリューションサービスの提供を継続してまいります。

メディカル＆ヘルスケア事業は、フィリピンにおいて、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation（以下「SLACC」）によるレーシックの安定的な提供を行うとともに、Shinagawa Healthcare Solutions Corporation（以下「SHSC」）で2023年4月に開院した日本基準の健診センター・人間ドックである、Shinagawa Diagnostic & Preventive Care Center（以下「SDPCC」）を通じ、フィリピン国内での予防医療の普及啓発に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は15,264百万円（前期比8.1%増）、営業利益は4,413百万円（同13.3%増）となりました。また、円高等の進行に伴い為替差損を276百万円計上（前期は為替差益を730百万円計上）したことにより、経常利益は4,073百万円（同8.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2,544百万円（同10.3%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【国際通信事業】

当期における国際通信事業は、引き続きフィリピンの経済成長に伴い、通信回線の需要の増大に対応し、積極的な投資を行い、事業の拡大を図りました。

当社グループが使用権を保有するC2C回線と、PDSCNを中心とするフィリピン国内基幹網のネットワークの強みを生かした回線提供を、マニラ首都圏および地方へと展開しました。大口取引だけでなく小口の容量販売も伸長し、ネットワークと組み合わせた通信機器の販売も堅調に推移するなど、事業の多様化を進めました。InfiniVAN, Inc.による法人向けインターネット接続サービスは、2024年12月末の課金顧客数が2023年12月末より555件増加して1,593件となり、事業全体では增收増益となりました。

この結果、売上高は11,219百万円（前期比32.9%増）、セグメント利益は4,500百万円（同55.1%増）となりました。

【国内通信事業】

当期における国内通信事業は、引き続き当社グループが日本国内の販売代理権を持つコールセンターシステム「AmeyoJ」と、大手電気通信事業者から仕入れた電話回線をコールセンター事

業者向けに秒単位の課金体系で販売する秒課金を組み合わせたソリューションサービスにおいて、顧客ニーズに応じたライセンス販売等を継続したほか、電話網のIP化（PSTNマイグレーション）を契機として、着信側が課金される「0120」等を自社提供する新サービス開始に向けた対応を進めました。

一方、電気通信事業者間の音声通信回線の相互接続も電話網のIP化の影響を受け、接続料（アクセスチャージ）水準の変更、3年度分の遡及精算、また、一部取引を保守的に見直したことの影響により、当連結会計年度に限って一時的に収益減少や損失計上が発生し、事業全体では減収、営業赤字となりました。

この結果、売上高は2,489百万円（前期比39.5%減）、セグメント損失は11百万円（前期は925百万円のセグメント利益）となりました。

【メディカル＆ヘルスケア事業】

当期におけるメディカル＆ヘルスケア事業は、SLACCがマニラ首都圏で展開するレーシックは、競争環境の激化等の影響を受けながらも黒字を維持しました。今後は人口増加を背景に若年層を中心とする適応拡大を見込んでおり、マーケティング手法やサービス体系を柔軟に見直して、手術件数の増加を図ってまいります。

SHSCは健診センター・人間ドックSDPCCにおいては、CTやMRIなど先端医療機器の減価償却費の影響は続くものの、日本基準の高度な画像診断の提供等を通じた法人の定期健診、個人の継続的利用の促進に取り組み、来院患者数は着実に伸長しており、フィリピンにおける健康・予防意識の向上と予防医療の啓発活動を継続いたします。

この結果、売上高は1,555百万円（前期比0.4%減）、セグメント損失は84百万円（前期は67百万円のセグメント利益）となりました。

事業別売上高

| 区分 | 前期 | | 当期 | | 前期比増減（△） | |
|---------------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| 国際通信事業 | 8,440百万円 | 59.8% | 11,219百万円 | 73.5% | 2,778百万円 | 32.9% |
| 国内通信事業 | 4,116 | 29.2 | 2,489 | 16.3 | △1,626 | △39.5 |
| メディカル＆ヘルスケア事業 | 1,561 | 11.1 | 1,555 | 10.2 | △5 | △0.4 |
| 合計 | 14,117 | 100.0 | 15,264 | 100.0 | 1,146 | 8.1 |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は4,086百万円であります。主な内容は、国際通信事業におけるフィリピン国内バックホール投資等であります。

なお、部門別の設備投資額は、次のとおりであります。

| 部 門 | 設 備 投 資 金 額 |
|---------------|-------------|
| 国際通信事業 | 3,449百万円 |
| 国内通信事業 | 604百万円 |
| メディカル＆ヘルスケア事業 | 33百万円 |
| 合 計 | 4,086百万円 |

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度は、連結子会社のInfiniVAN, Inc.の増資を通じて、非支配株主から17.9億円の払い込みによる調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 中長期経営戦略推進に関する優先的な対処すべき課題

フィリピンでの通信事業は当社グループの収益の大きな柱であり、持続的な成長が中長期経営戦略推進上最も重要と認識しております。この事業は、CATV事業者や通信事業者に対して国際通信回線を提供する国際通信事業と、主にマニラ首都圏地域に通信設備を構築し、法人向けのブロードバンドサービス等の提供及びフィリピン国内に基幹回線を構築し、構築した通信回線を提供するフィリピン通信事業から成り立っております。フィリピンでは外資規制等により新規参入が困難であり、既存の大手事業者による寡占市場であること等の理由で、さまざまな収益機会がありましたが、外資規制が緩和され、新たな競合事業者も参入してきています。斯かる事業環境変化において、事業拡大を実現するためには、投資の継続が必要であり、そのための人材や資金その他のリソースの確保が、最も重要であると認識しております。

② 国際通信事業

2020年、2021年に使用権を取得いたしましたC2C回線は、順調に顧客への提供を積み上げており、さらなる安定的な供給のために新たな国際通信回線を確保していくことが必要となります。また、供給量確保の前提として、全体的な通信需要を適切に把握するとともに、通信事業者向け等の大口の顧客を開拓するなど新規顧客の獲得を進め、提供先を拡大することが求められます。

また、2023年12月に完成したフィリピン国内海底ケーブルネットワーク（PDSCN）を中心に、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内基幹網が整備され、大手通信事業者にも遜色のない基幹網が構築できることにより、フィリピンの通信環境を改善し、フィリピン各地の通信事業者やCATV事業者にも国際通信回線の提供など当社グループのサービスを提供してまいります。

さらに、マニラ首都圏における法人向けブロードバンドサービスの拡大を図るとともに、個人向けブロードバンドサービスの開拓等、市場の変化に合わせた新たな顧客の獲得による需要の確保も重要な課題であります。

③ 国内通信事業

2022年7月に会社分割により国内通信事業を分社化した株式会社アイ・ピー・エス・プロにより、分社化による意思決定の迅速化などのメリットを活かし、電話網のIP化（PSTNマイグレーション）など日本の通信の変革を捉え、新たな通信サービスの提供を行うなど事業の拡大を図ってまいります。

また、国内通信事業において収益の大部分を担ってきました音声通信は、無料通話アプリの普及等により、国内での需要が減少しつつあります。そのような環境下、当社が主力としているコールセンター向け通信サービスは、広くコンタクトセンターのソリューション提供に方針を変えることが求められております。当社が提供しているコールセンター向けソフトウェアの提供、自動書き起こしやAIによる応答、電話網のIP化による従来大手通信事業者から仕入れていた着信課金機能の番号である0120の自社提供開始などにより、多様なニーズに応えてまいります。

④ メディカル＆ヘルスケア事業

メディカル＆ヘルスケア事業の主力であるSLACCが提供するレーシックについては、需要動向に対応し、適切なマーケティング手法などにより施術件数の拡大を図るとともに、運営体制の強化を図り、収益の拡大に努めてまいります。

また、フィリピンの医療環境を改善し、予防医療の認知を高めるため、2022年6月に人間ドック・健診センターを運営する子会社SHSCを設立し、2023年4月に開院した人間ドック・健診センターSDPCCをいたしました。このSDPCCの取扱件数を増加させ、早期の黒字化を図り、メディカル＆ヘルスケア事業の二本目の柱となるよう事業を拡大させてまいります。

⑤ 内部統制システムの強化・運用

当社グループはこれまで継続的に内部監査体制を強化し、業務の改善、統制の強化に努めてまいりました。今後は、コーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、さらにコンプライアンス遵守を社内に浸透させる施策を展開してまいります。

⑥ 自然災害等への対応

当社では、サステナビリティ委員会を設置し、当社グループのサステナビリティ課題への対応を検討しております。

このサステナビリティ委員会を通じて、台風、地震、津波等の自然災害や火災等の事故、パンデミック（世界的流行病）の発生並びに情報システムの停止等による事業活動への影響を最小限とし、事業活動のサステナビリティを高めるさまざまな施策を実施することにより当社グループの事業活動の安定的な運営を図ってまいります。

特に、当社グループが事業展開を行っているフィリピンでは、気候変動の影響により台風被害が増加しており、事業活動への影響を極力低減するよう十分な対策を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第31期 2021年度 | 第32期 2022年度 | 第33期 2023年度 | 第34期 2024年度 (当連結会計年度) |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高(百万円) | 10,728 | 12,346 | 14,117 | 15,264 |
| 営業利益(百万円) | 2,456 | 3,311 | 3,894 | 4,413 |
| 経常利益(百万円) | 2,897 | 3,464 | 4,427 | 4,073 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 1,888 | 2,292 | 2,835 | 2,544 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 152.37 | 184.52 | 225.08 | 197.14 |
| 総資産(百万円) | 18,420 | 25,129 | 33,529 | 42,031 |
| 純資産(百万円) | 9,136 | 11,864 | 15,183 | 20,982 |
| 1株当たり純資産(円) | 589.01 | 751.94 | 878.29 | 1,175.66 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第31期 2021年度 | 第32期 2022年度 | 第33期 2023年度 | 第34期 2024年度 (当期) |
|---------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| 売上高(百万円) | 6,205 | 4,466 | 3,264 | 2,407 |
| 営業利益(百万円) | 1,107 | 817 | 648 | 328 |
| 経常利益(百万円) | 1,549 | 1,312 | 1,969 | 822 |
| 当期純利益(百万円) | 1,047 | 911 | 1,483 | 369 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 84.56 | 73.34 | 117.76 | 28.66 |
| 総資産(百万円) | 10,955 | 14,978 | 18,926 | 18,782 |
| 純資産(百万円) | 5,722 | 6,227 | 7,348 | 7,361 |
| 1株当たり純資産(円) | 445.66 | 479.40 | 550.56 | 545.44 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| KEYSQUARE, INC. | 30,000,000 フィリピンペソ | 99.9% | コールセンター業務 |
| Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation | 232,396,015 フィリピンペソ | 46.5% [4.0%] | 眼科及び美容関連のクリニックの経営 |
| InfiniVAN, Inc. | 1,915,853,000 フィリピンペソ | 100.0% (44.8%) | フィリピン国内での通信事業 |
| CorporateONE, Inc. | 93,426,000 フィリピンペソ | 31.8% (31.8%) [68.2%] | フィリピン企業への投資会社 |
| ISMO Pte.Ltd. | 2,800,000 シンガポールドル | 100.0% | シンガポール国内外の通信事業 |
| Carrier Domain Inc. | 100 ドル | 51.1% [48.9%] | 通信機器の調達及び販売 |
| Shinagawa Healthcare Solutions Corporation | 350,000,000 フィリピンペソ | 90.0% (50.0%) | フィリピンにおいて人間ドック・健診センターの経営 |
| 株式会社アイ・ピー・エス・プロ | 300 百万円 | 100.0% | 日本国内での通信事業 |

- (注) 1. 議決権比率の（ ）は間接所有割合で内数、〔 〕は緊密者または同意している者の所有割合を外書きしております。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 |
|---------------|--|
| 国際通信事業 | <p>フィリピンと北米・香港等とを結ぶ国際通信回線を、フィリピン国内のCATV事業者などのインターネット接続事業者に提供しております。</p> <p>子会社であるInfiniVAN, Inc.がフィリピン国内で法人向けインターネット接続サービスを行っております。また、フィリピン国内海底ケーブルネットワーク(PDSCN)を中心としたフィリピン国内基幹網を整備し、フィリピン国内にて通信サービスを提供しております。</p> |
| 国内通信事業 | <p>子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロが日本国内にて以下の通信事業を提供しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話サービスの提供 自社及び他社のネットワークを利用した音声通信サービスを提供しております。他の通信事業者に対して通話サービスを卸提供しております。 また大手通信事業者の着信者払い通話サービスを、秒単位で仕入れて、ユーザーに1秒単位で課金する秒課金サービスを提供しております。 ・コールセンターシステムの販売 インドのDrishti社が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」を仕入れ、日本国内のコールセンター事業者へ提供しております。 ・データセンターサービス 東京都内にデータセンターを保有し、他の事業者のサーバーを預かるコロケーションサービスなどを提供しております。 |
| メディカル＆ヘルスケア事業 | <p>フィリピンにてレーシック手術による近視矯正などの眼科、美容皮膚科などの科目で診療を行っております。</p> <p>フィリピンにおいて人間ドック・健診センターを運営し、予防医療を提供しております。</p> |

(8) 主要な営業所

| | | |
|---|-----------------|-------------|
| ① 当社 本社 | 東京都中央区築地四丁目1番1号 | |
| ② 子会社 KEYSQUARE, INC. | | フィリピン タギッグ市 |
| Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation | | フィリピン タギッグ市 |
| InfiniVAN, Inc. | | フィリピン タギッグ市 |
| CorporateONE, Inc. | | フィリピン パシッグ市 |
| ISMO Pte. Ltd. | | シンガポール |
| Carrier Domain Inc. | | アメリカ |
| Shinagawa Healthcare Solutions Corporation | | ニュージャージー州 |
| 株式会社アイ・ピー・エス・プロ | | フィリピン タギッグ市 |
| | | 東京都中央区 |

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区分 | 分 (事業部門) | 従業員数 | 前期末比増減 |
|---------------|----------|-----------|--------|
| 国際通信事業 | | 602名 [-名] | 234名増 |
| 国内通信事業 | | 33名 [-名] | 5名増 |
| メディカル&ヘルスケア事業 | | 165名 [8名] | 27名増 |
| 全 社 (共 通) | | 22名 [-名] | 1名減 |
| 合 計 | | 822名 [8名] | 265名増 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に平均人員数を外数で記載しております。
 2. 本期の全社(共通)として記載されている従業員は、特定の事業に区分けできない当社の人事総務、経理財務、経営企画等の管理部門に所属しているものとしており、比較のため前期末の従業員数と同じ基準で組替えております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|--------|-------|--------|
| 31名 [-名] | 2名減 | 42.3歳 | 5.6年 |

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入残高 |
|------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 4,862百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 3,391百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 550百万円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 39,960,000株
(2) 発行済株式の総数 12,962,874株 (自己株式426株を除く。)
(3) 株主数 2,890名
(4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|------------|---------|
| 宮 下 幸 治 | 5,355,000株 | 41.31% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,014,600株 | 7.83% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 646,700株 | 4.99% |
| 田 中 正 勝 | 382,800株 | 2.95% |
| 丸 本 桂 三 | 373,000株 | 2.88% |
| 丸 谷 和 徳 | 353,000株 | 2.72% |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社 | 266,800株 | 2.06% |
| 佐 々 木 嶺 一 | 239,600株 | 1.85% |
| 日本テクノロジーベンチャーパートナーズⅠ-S2号投資事業有限責任組合 | 225,000株 | 1.74% |
| 株 式 会 社 ス ト レ ツ チ | 204,100株 | 1.57% |

(注) 持株比率は、自己株式(426株)を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| | | 第8回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|---|
| 発行決議日 | | 2022年4月13日 |
| 新株予約権の数 | | 300個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式30,000株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり216,600円 (1株当たり2,166円) |
| 権利行使期間 | | 2025年4月14日から2032年4月13日まで |
| 行使の条件 | | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由であると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。 |
| 役員の保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1人 |
| | 社外取締役 | — |
| | 監査役 | — |
| 取得の事由及び条件 | | <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案及び新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>②新株予約権の割当を受けた者が上記「行使の条件」に定める規定により権利行使する条件に該当しなくなった場合もしくは新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。</p> |

| 第8回新株予約権 | |
|--|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による取得は取締役会の承認を必要とする。 |

(注) 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況

| 第10回新株予約権 | | | | | | | |
|------------------------|--|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|-------------|---|--|
| 発行決議日 | 2024年6月14日 | | | | | | |
| 新株予約権の数 | 900個 | | | | | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式90,000株 (新株予約権1個につき100株) | | | | | | |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | | | | | | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり229,600円 (1株当たり2,296円) | | | | | | |
| 権利行使期間 | 2027年7月1日から2034年7月18日まで | | | | | | |
| 行使の条件 | ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。 | | | | | | |
| 使用人等への交付状況 | <table border="1"> <tr> <td>当社使用人</td> <td>新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数</td> <td>900個 90,000株 9人</td> </tr> <tr> <td>子会社の役員及び使用人</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table> | 当社使用人 | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数 | 900個 90,000株 9人 | 子会社の役員及び使用人 | - | |
| 当社使用人 | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数 | 900個 90,000株 9人 | | | | | |
| 子会社の役員及び使用人 | - | | | | | | |

| | 第10回新株予約権 |
|--|---|
| 取得の事由および承認 | <p>①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、上記「行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | <p>①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要とするものとする。 |

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

| | 第9回新株予約権 |
|------------------------|-------------------------------------|
| 発行決議日 | 2024年6月14日 |
| 新株予約権の数 | 1,100個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式110,000株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり2,200円 (1株当たり22円) |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり213,500円 (1株当たり2,135円) |
| 権利行使期間 | 2027年7月1日から2034年7月18日まで |

| | | 第9回新株予約権 | | | | | | |
|-------------|---|--|---------|----------|----------|---------|------|----|
| 行使の条件 | | <p>①新株予約権者は、次に掲げる (a) 及び (b) に定める条件を充たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。</p> <p>(a) 2027年3月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書、以下同様）に記載された営業利益が6,050百万円を超えた場合：行使可能割合 50%</p> <p>(b) 2029年3月期において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が8,100百万円を超えた場合：行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記 (a) 及び (b) における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超えることとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。</p> | | | | | | |
| 取締役等への交付状況 | 当社取締役 | <table> <tr> <td>新株予約権の数</td><td>500個</td></tr> <tr> <td>目的となる株式数</td><td>50,000株</td></tr> <tr> <td>交付者数</td><td>1人</td></tr> </table> | 新株予約権の数 | 500個 | 目的となる株式数 | 50,000株 | 交付者数 | 1人 |
| 新株予約権の数 | 500個 | | | | | | | |
| 目的となる株式数 | 50,000株 | | | | | | | |
| 交付者数 | 1人 | | | | | | | |
| 当社使用人 | — | | | | | | | |
| 子会社の役員及び使用人 | <table> <tr> <td>新株予約権の数</td><td>600個</td></tr> <tr> <td>目的となる株式数</td><td>60,000株</td></tr> <tr> <td>交付者数</td><td>6人</td></tr> </table> | 新株予約権の数 | 600個 | 目的となる株式数 | 60,000株 | 交付者数 | 6人 | |
| 新株予約権の数 | 600個 | | | | | | | |
| 目的となる株式数 | 60,000株 | | | | | | | |
| 交付者数 | 6人 | | | | | | | |

| 第9回新株予約権 | |
|--|---|
| 取得の事由および承認 | <p>①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、上記「行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | <p>①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要とするものとする。 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 宮 下 幸 治 | Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Director InfiniVAN, Inc. Chairman Carrier Domain Inc. Director |
| 専務取締役 | 上 森 雅 子 | メディカル&ヘルスケア事業本部長 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President Shinagawa Healthcare Solutions Corporation President |
| 常務取締役 | 川 渕 正 光 | 経営企画本部長 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役 |
| 取 締 役 | 中 原 茂 樹 | 通信事業本部長 ISMO Pte. Ltd. Director and Chief Executive Officer InfiniVAN, Inc. President KEYSQUARE, INC. President Carrier Domain Inc. Director |
| 取 締 役 | 村 口 和 孝 | 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役 株式会社デンタス 社外取締役 株式会社ブロードバンドタワー 取締役 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 | 雪 丸 晓 子 | 弁護士 横浜綜合法律事務所 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員 |
| 常勤監査役 | 平 田 将 士 | |
| 監 査 役 | 西 村 誉 弘 | 公認会計士・税理士 リーダーズサポート税理士法人 代表社員 株式会社フルプリッジ 監査役 岐阜製版株式会社 監査役 |
| 監 査 役 | 岡 崎 友 子 | 弁護士 T&K法律事務所 |

- (注) 1. 村口和孝及び雪丸暁子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 平田将士、西村誉弘及び岡崎友子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役の村口和孝及び雪丸暁子の両氏並びに社外監査役の平田将士、西村誉弘及び岡崎友子の各氏を、東京証券取引所の定める独立役員として、同証券取引所に届け出ております。

4. 監査役西村誉弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

①就任

2024年6月26日開催の第33回定時株主総会において、平田将士氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

2024年7月1日をもって、川渕正光氏は当社常務取締役に就任いたしました。

②退任

監査役稻垣耕一氏は任期満了により、2024年6月26日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役村口和孝及び雪丸暁子の両氏並びに監査役平田将士、西村誉弘及び岡崎友子の3氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害が補填されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

取締役の役割、職責等に相応しい水準となる報酬体系を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2023年6月27日開催の取締役会において決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の決定の方針について、取締役の役割、職責等に相応しい水準とすることを方針とし、月毎に固定額を支払う「基本報酬」のみとする。

ii. 金銭報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、短期業績に基づくインセンティブの機能を備えるよう総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等額について取締役会にて取締役会決議に沿うものであるか、確認しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会で決議において年額180百万円以内とされております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会で決議において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

イ. 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

代表取締役社長 宮下 幸治

ロ. 委任された権限の内容・理由等

当事業年度各取締役の個人別の基本報酬の額については、株主総会にて決議した報酬限度額の範囲内で、基本報酬の個人別の額の決定に関する方針に従い、決定する。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|------------------|-----------------|-----------------|----------|----------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 99 (9) | 99 (9) | — (—) | — (—) | 6 (2) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 18 (18) | 18 (18) | — (—) | — (—) | 4 (4) |

- (注) 1. 上記対象となる役員の員数に、2024年6月26日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の額のほか、2023年6月27日開催の第32回定時株主総会において決議された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給として、退任した監査役1名（うち社外監査役1名）に対し1百万円を支給しております。この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|------|--|
| 社外取締役 | 村口和孝 | 当事業年度開催の取締役会（19回）のすべてに出席し、数多くの企業の株式上場に関わるなど豊富な経験と知識を有しており、その知見から意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会（2回）のすべてに委員長として出席し、客観的・中立的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 社外取締役 | 雪丸暁子 | 当事業年度開催の取締役会（19回）のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会（2回）のすべてに委員として出席し、客観的・中立的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外監査役 | 平田将士 | 社外監査役就任後に開催の取締役会（14回）及び監査役会（10回）のすべてに出席し、金融機関での豊富な経験や他社の常勤監査役での経験や知見から意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。 |
| 社外監査役 | 西村誉弘 | 当事業年度開催の取締役会（19回）及び監査役会（13回）のすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務及び会計に関する事項を中心に意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。 |
| 社外監査役 | 岡崎友子 | 当事業年度開催の取締役会（19回）及び監査役会（13回）のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 24百万円 |
| ② 当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく（準じた）監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬について算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、当社の会計監査を実施するうえで妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査報酬の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことによる契約の新規の締結を除く。)

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 產 | 23,637 | 流 動 負 債 | 16,747 |
| 現 金 及 び 預 金 | 3,918 | 買 掛 金 | 1,137 |
| 売 掛 金 | 11,269 | 短 期 借 入 金 | 4,250 |
| リース投資資産 | 6,517 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,809 |
| 商 品 | 137 | 未 払 金 | 519 |
| 貯 蔵 品 | 140 | 未 払 法 人 税 等 | 344 |
| そ の 他 | 2,745 | 繰 延 払 利 益 | 4,709 |
| 貸 倒 引 当 金 | △1,090 | 賞 与 引 当 金 | 35 |
| 固 定 資 產 | 18,363 | そ の 他 | 3,941 |
| 有 形 固 定 資 產 | 12,882 | 固 定 負 債 | 4,300 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 525 | 長 期 借 入 金 | 4,010 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 7,067 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 82 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 89 | 資 产 除 去 債 务 | 4 |
| リース資産 | 5 | そ の 他 | 203 |
| 建 設 仮 勘 定 | 5,194 | 負 債 合 計 | 21,048 |
| 無 形 固 定 資 產 | 4,006 | (純 資 産 の 部) | |
| 通 信 回 線 使 用 権 | 3,137 | 株 主 資 本 | 12,976 |
| の れ ん | 28 | 資 本 金 | 1,208 |
| そ の 他 | 840 | 資 本 剰 余 金 | 542 |
| 投 資 そ の 他 の 資 產 | 1,474 | 利 益 剰 余 金 | 11,227 |
| 長 期 前 払 費 用 | 169 | 自 己 株 式 | △0 |
| 繰 延 税 金 資 產 | 595 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 2,263 |
| そ の 他 | 713 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 2,266 |
| 貸 倒 引 当 金 | △4 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △3 |
| 繰 延 資 產 | 30 | 新 株 予 約 権 | 290 |
| 資 產 合 計 | 42,031 | 非 支 配 株 主 持 分 | 5,452 |
| | | 純 資 產 合 計 | 20,982 |
| | | 負 債 ・ 純 資 產 合 計 | 42,031 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------------|--------|
| 売 上 高 | 15,264 |
| 売 上 原 価 | 6,988 |
| 売 上 総 利 益 | 8,275 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 3,861 |
| 営 業 利 益 | 4,413 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 221 |
| そ の 他 | 144 |
| | 365 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 400 |
| 為 替 差 損 | 276 |
| そ の 他 | 29 |
| | 705 |
| 経 常 利 益 | 4,073 |
| 特 別 利 益 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 28 |
| | 28 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 |
| 子 会 社 本 社 移 転 費 用 | 59 |
| | 59 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 4,042 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 932 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △327 |
| | 605 |
| 当 期 純 利 益 | 3,436 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 892 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 2,544 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,145 | 753 | 9,191 | △0 | 11,090 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 62 | 62 | | | 125 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 | △0 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △509 | | △509 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 2,544 | | 2,544 |
| 連結子会社の増資による持分の増減 | | △274 | | | △274 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 62 | △211 | 2,035 | △0 | 1,886 |
| 当 期 末 残 高 | 1,208 | 542 | 11,227 | △0 | 12,976 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|-------------|--------------|---------------|-------|---------|--------|
| | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 211 | △0 | 210 | 264 | 3,617 | 15,183 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | | | 125 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △0 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △509 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 2,544 |
| 連結子会社の増資による持分の増減 | | | | | | △274 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,055 | △2 | 2,052 | 26 | 1,834 | 3,913 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 2,055 | △2 | 2,052 | 26 | 1,834 | 5,799 |
| 当 期 末 残 高 | 2,266 | △3 | 2,263 | 290 | 5,452 | 20,982 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|--------|---------------|--------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 7,944 | 流動負債 | 7,238 |
| 現金及び預金 | 1,716 | 買掛金 | 212 |
| 売掛金 | 3,452 | 短期借入金 | 4,250 |
| リース投資資産 | 184 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,809 |
| 商品 | 49 | 未払金 | 566 |
| 関係会社立替金 | 36 | 未払法人税等 | 207 |
| 短期貸付金 | 1 | 繰延延払利益 | 120 |
| 関係会社短期貸付金 | 250 | 賞与引当金 | 17 |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 1,617 | その他の | 54 |
| その他の | 1,377 | | |
| 貸倒引当金 | △742 | 固定負債 | 4,183 |
| 固定資産 | 10,838 | 長期借入金 | 4,010 |
| 有形固定資産 | 57 | 退職給付引当金 | 20 |
| 建物 | 2 | 資産除去債務 | 2 |
| 構築物 | 0 | その他の | 149 |
| 機械及び装置 | 43 | | |
| 車両運搬具 | 0 | 負債合計 | 11,421 |
| 工具、器具及び備品 | 6 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 4 | 株主資本 | 7,070 |
| 無形固定資産 | 18 | 資本金 | 1,208 |
| ソフトウエア | 2 | 資本剰余金 | 1,148 |
| 通信回線使用権 | 13 | 資本準備金 | 1,148 |
| その他の | 1 | 利益剰余金 | 4,714 |
| 投資その他の資産 | 10,763 | その他利益剰余金 | 4,714 |
| 関係会社株式 | 6,821 | 繰越利益剰余金 | 4,714 |
| 関係会社長期貸付金 | 3,759 | | |
| 長期前払費用 | 132 | 自己株式 | △0 |
| その他の | 53 | 新株予約権 | 290 |
| 貸倒引当金 | △4 | 純資産合計 | 7,361 |
| 資産合計 | 18,782 | 負債・純資産合計 | 18,782 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金額 |
|-------------------------|-------|
| 売 上 高 | 2,407 |
| 売 上 原 価 | 948 |
| 売 上 総 利 益 | 1,458 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,129 |
| 営 業 利 益 | 328 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 949 |
| そ の 他 | 33 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 371 |
| 為 替 差 損 | 104 |
| そ の 他 | 13 |
| 経 常 利 益 | 488 |
| 特 別 利 益 | 822 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 8 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 830 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 460 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | — |
| 当 期 純 利 益 | 369 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | 新予約株権 | 純資産合計 | | |
|---------------------|-------|---------|----------|-------|---------|----|-------|-------|-------|--|
| | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | | | | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 1,145 | 1,085 | 1,085 | 4,853 | 4,853 | △0 | 7,084 | 264 | 7,348 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 62 | 62 | 62 | | | | 125 | | 125 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 | △0 | | △0 | |
| 剰余金の配当 | | | | △509 | △509 | | △509 | | △509 | |
| 当期純利益 | | | | 369 | 369 | | 369 | | 369 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | 26 | 26 | |
| 当期変動額合計 | 62 | 62 | 62 | △139 | △139 | △0 | △13 | 26 | 12 | |
| 当期末残高 | 1,208 | 1,148 | 1,148 | 4,714 | 4,714 | △0 | 7,070 | 290 | 7,361 | |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員

公認会計士 桐 川 聰

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員

公認会計士 山 田 大 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

| | |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 桐川 聰 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 山田 大介 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社アイ・ピー・エス 監査役会
常勤社外監査役 平 田 将 士 印
社外監査役 西 村 誉 弘 印
社外監査役 岡 崎 友 子 印

以 上

「株主総会会場」ご案内図

【会場】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー 4階
ベルサール東京日本橋 ROOM J

[交 通] 「日本橋駅」（銀座線・東西線・浅草線）B6出口直結
「東京駅」（JR線）八重洲北口 徒歩6分

